

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人博愛会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）の日も含めて、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、最高限度額は、月額30万円とする。なお、出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された

評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（出張旅費）

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬を支払うことができる。

- 2 旅費は、社会福祉法人博愛会 旅費規程に準じて支給できる。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（改正）

第7条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成27年 3月 1日より施行する。

役員報酬 別表1（日額）（第3条関係）

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	実費
評議員会出席報酬等	10,000円	実費

別表2（日額）（第4条関係）

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	30,000円	実費
理事業務報酬等	10,000円	実費
評議員業務報酬等	10,000円	実費
監事監査指導報酬等	10,000円	実費

別表3（日額）（第6条関係）

旅費	宿泊費	報酬	その他
社会福祉法人博愛会 旅費規程に準ずる	社会福祉法人博愛会 旅費規程に準ずる	10,000円	実費